

夢を実現する第一歩のために

2022年2月 特集号

# ミツヒロニュース

## 2022年度 税制改正大綱のポイント

項目	主な2022年度 税制改正
個人所得課税	<b>住宅ローン控除の見直し</b> 所得要件の引下げは、住宅の取得等をして令和4年1月1日以後に居住の用に供した場合について適用  省エネ性能等の高い認定住宅等につき、新築住宅・既存住宅とともに借入限度額を上乗せし、令和6年以降に建築確認を受けた新築住宅につき、省エネ基準への適合を要件化する。新築住宅等について控除期間を13年とするほか、一定の場合に40平方㍍以上の住宅を控除対象とする。会計検査院の指摘への対応として控除率を0.7%（現行：1%）とする。また、所得要件を2,000万円以下（現行：3,000万円以下）とする。適用期限を令和7年12月31日まで4年延長する。
	<b>住宅ローン控除に係る申告手続等の見直し</b> 居住年が令和5年以後である者が、令和6年1月1日以後に行う確定申告及び年末調整について適用  確定申告・年末調整において、納税者が住宅ローン控除の適用を受けるための申告をする際に、銀行等から交付された住宅ローンに係る年末残高証明書の提出または提示を不要とする。これに代えて、銀行等は、年末残高の情報等を記載した調書を税務署に提出することとする。
	<b>居住用財産の買換え等の特例の延長</b> 令和4年1月1日以後に行う譲渡資産の譲渡に係る買換資産について適用  特定の居住用財産の買換え及び交換の場合の長期譲渡所得の課税の特例について、買換資産が令和6年1月1日以後に建築確認を受ける住宅（登記簿上の建築日付が同年6月30日以前のものを除く）または建築確認を受けない住宅で登記簿上の建築日付が同年7月1日以降のものである場合の要件にその住宅が一定の省エネ基準を満たすものであることを加えた上、その適用期限を令和5年12月31日まで2年延長する。
	<b>完全子法人株式等の配当に係る源泉徴収制度の見直し</b> 令和5年10月1日以後に支払を受けるべき配当等について適用  一定の内国法人が支払を受ける配当等で①完全子法人株式等（株式等保有割合100%）に該当する株式等に係る配当等と②配当等の支払に係る基準日において、当該内国法人が直接に保有する他の内国法人の株式等（当該内国法人が名義人として保有するものに限る）の発行済株式等の総数等に占める割合が3分の1超である場合における当該他の内国法人の株式等に係る配当等について、所得税を課さないこととし、その配当等に係る所得税の源泉徴収を行わないこととする。
	<b>上場株式等に係る配当所得等の課税の特例の見直し</b> 令和5年10月1日以後に支払を受けるべき（支払うべき）上場株式等の配当等について適用  持株割合が3%未満となる個人株主でも、持株割合が同族会社である法人との合計3%以上となる場合は、その支払を受ける配当等を総合課税の対象とする。配当等の支払をする内国法人は、持株割合1%以上の個人株主に関する報告書を税務署長に提出しなければならないこととする。
	<b>所得税等の納税地の異動・変更手続の見直し</b> 令和5年1月1日以後の納税地の変更等について適用  所得税の納税地に異動があった場合及び納税地を変更する場合の届出書の提出を不要とする。個人事業者における消費税の納税地についても同様とする。

ミツヒロニュースの発送等に関するお問い合わせは、総合企画部 下田・和田まで

<http://www.office-m.co.jp/> Tel 082-294-5000 Fax 082-294-5007 mail to : info@office-m.co.jp

項目	主な2022年度 税制改正	
法人課税	人材確保等促進税制の改組（大企業向け） 令和4年4月1日から令和6年3月31日までの間に開始する各事業年度について適用	継続雇用者の給与総額を一定割合以上増加させた企業に対して、雇用者全体の給与総額の対前年度増加額の最大30%を税額控除できる制度とする。一定規模以上の大企業に対しては、マルチステークホルダーに配慮した経営への取組みを宣言していることを要件とする。賃上げや人材投資（教育訓練費）に積極的な企業に対しては税額控除率を上乗せする。
	所得拡大促進税制の見直し（中小企業向け）	控除率の上乗せ要件を①雇用者給与等支給額の比較雇用者給与等支給額に対する増加割合が2.5%以上の場合は税額控除率に15%を加算する、②教育訓練費の額の比較教育訓練費の額に対する増加割合が10%以上の場合は税額控除率に10%を加算するとする。適用期限を令和6年3月31日まで1年延長する。
	特定税額控除規定の不適用措置の見直し	大企業につき研究開発税制その他生産性の向上に関する税額控除の規定（特定税額控除規定）を適用できないこととする措置について、資本金の額等が10億円以上であり、かつ、常時使用する従業員の数が1,000人以上である場合及び前事業年度の所得の金額が零を超える一定の場合のいずれにも該当する場合には、①継続雇用者給与等支給額に係る要件を、継続雇用者給与等支給額の継続雇用者比較給与等支給額に対する増加割合が1%以上（令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に開始する事業年度は0.5%以上）であることとする。
	オープンイノベーション促進税制の拡充	①出資の対象となる特別新事業開拓事業者の要件のうち設立の日以後の期間に係る要件について、売上高に占める研究開発費の額の割合が10%以上の赤字会社にあっては、設立の日以後の期間を15年未満（現行：10年未満）とする。②対象となる特定株式の保有見込期間要件における保有見込期間の下限及び取崩し事由に該当することとなった場合に特別勘定の金額を取り崩して益金算入する期間を、特定株式の取得の日から3年（現行：5年）とする。特定事業活動に係る証明の要件のうち特定事業活動を継続する期間についても3年（現行：5年）とする。適用期限を令和6年3月31日まで2年延長する。
	交際費等の損金不算入制度等の延長	交際費等の損金不算入制度の適用期限を令和6年3月31日まで2年延長するとともに、接待飲食費に係る損金算入の特例の適用期限を令和6年3月31日まで2年延長する。
	資本の払戻しに係るみなし配当の額の計算方法等の見直し 令和4年4月1日施行	①資本の払戻しにおける払戻等対応資本金額等は、減少した資本剰余金の額を上限とする。②種類株式を発行する法人が資本の払戻しを行った場合におけるみなし配当の額の計算における払戻等対応資本金額等は、その資本の払戻しに係る各種類資本金額を基礎として計算することとする。
	少額の減価償却資産の取得価額の損金算入制度等の見直し 令和4年4月1日施行	①少額の減価償却資産の取得価額の損金算入制度（10万円未満）、②一括償却資産の損金算入制度（20万円未満）、③中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例（30万円未満）の対象資産から、貸付け（主要な事業として行われるもの）の用に供したもの除外する（所得税も同様）。

項目	主な2022年度 税制改正	
資産課税	住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置の見直し	非課税限度額について、住宅用家屋の取得等に係る契約の締結時期にかかわらず、住宅取得等資金の贈与を受けて新築等をした①耐震、省エネまたはバリアフリーの住宅用家屋は1,000万円、②上記以外の住宅用家屋は500万円とする。また、既存住宅用家屋の要件について、築年数要件を廃止するとともに、新耐震基準に適合している住宅用家屋であることを加える。適用期限を令和4年1月1日から令和5年12月31日まで2年延長する。
	法人版事業承継税制における特例承継計画の提出期限延長	特例承継計画の提出期限を令和6年3月31日まで1年延長する。
消費課税	適格請求書発行事業者の登録の見直し 令和4年4月1日施行	免税事業者が令和5年10月1日から令和11年9月30までの日の属する課税期間中に適格請求書発行事業者の登録を受ける場合には、その登録日から適格請求書発行事業者となることができるとしている。上記の適用を受けて登録日から課税事業者となる適格請求書発行事業者（その登録日が令和5年10月1日の属する課税期間中である者を除く）のその登録日の属する課税期間の翌課税期間からその登録日以後2年を経過する日の属する課税期間までの各課税期間については、事業者免税点制度を適用しない。
納税環境整備	帳簿の提出がない場合等の過少申告加算税等の加重措置の整備 令和6年1月1日以後に法定申告期限等が到来する国税について適用	その修正申告等があった時前に、所得税法、法人税法及び消費税法の保存義務のある一定の売上に係る帳簿の提出の要求があった場合において、①不記帳・不保存であった場合（その提出をしなかつた場合）、②提出された帳簿について、その申告書の作成の基礎となる重要な事項の記載が不十分である場合（記載が著しく不十分な場合は①）のいずれかに該当するときは、その修正申告等に基づき納付すべき税額（帳簿に記載すべき事項に基づく税額に限る）に係る過少申告加算税・無申告加算税について、①は10%加重、②は5%加重する。
	証拠書類のない簿外経費への対応策 納税者が個人の場合は令和5年分以後の所得税について適用、納税者が法人の場合は令和5年1月1日以後に開始する事業年度の所得に対する法人税について適用	所得税法及び法人税法の納税者が、事実の仮装・隠蔽がある年分（事業年度）または無申告の年分（事業年度）において、確定申告（更正を予知する前の修正申告を含む）における所得金額の計算の基礎とされなかつた間接経費の額（原価の額（資産の販売・譲渡に直接要するものを除く）、費用の額及び損失の額）は、①間接経費の額が生じたことを明らかにする帳簿書類等を保存する場合、②その保存する帳簿書類等により間接経費の額に係る取引の相手先が明らかである場合その他その取引が行われたことが推測される場合であって、反面調査等により税務署長がその取引が行われたと認める場合を除き、必要経費（損金の額）に算入しない。

項目	主な2022年度 税制改正	
納税環境整備	財産債務調書制度等の見直し	①現行の財産債務調書の提出義務者のか、その年の12月31日において有する財産の価額の合計額が10億円以上である居住者を提出義務者とする。②財産債務調書の提出期限について、その年の翌年の6月30日（現行：その年の翌年の3月15日）とする（国外財産調書も同様）。 ①は令和5年分以後の財産債務調書について適用、②は令和5年分以後の財産債務調書または国外財産調書について適用
	修正申告書等の記載事項の整備  令和4年12月31日以後に課税期間が終了する国税に係る修正申告書または更正請求書について適用	修正申告書及び更正請求書の記載事項から、その申告前またはその請求に係る更正前の課税標準等、納付すべき税額の計算上控除する金額及び還付金の額の計算の基礎となる税額を除外するほか、所要の整備を行う。
	e-Taxによる相続税の申告に係る添付書類の提出方法の拡充  令和4年4月1日以後に行う申請等について適用	e-Taxによる相続税の申告の添付書類について、光ディスク等による提出を可能とする。
	電子取引の取引情報のデータ保存に有恕措置  令和4年1月1日以後に行う電子取引の取引情報について適用	令和4年1月から義務化される電子取引の取引情報に係る電磁的記録（データ）の保存制度について、制度開始から2年間、データ保存要件への対応が困難な事業者に対して実質的に出力書面等による保存を容認する有恕措置を講じる。
	上場株式等の配当所得等に係る課税方式の見直し  令和6年度分以後の個人住民税について適用	住民税において、特定配当等及び特定株式等譲渡所得金額に係る所得の課税方式を所得税と一致させることとする。 令和6年分以降の個人住民税について適用。



参考文献 : ■週刊税のしるべ



【発行】 株式会社オフィスミツヒロ／光廣税務会計事務所 代表取締役・税理士 光廣 昌史

株式会社オフィスミツヒロ／光廣税務会計事務所

〒730-0801 広島市中区寺町5番20号

Tel 082-294-5000 & Fax 082-294-5007

URL <http://www.office-m.co.jp/>

Buzip+広島

動画による  
ニュース解説配信中！

